

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年7月13日（平成30年（行情）諮問第304号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行情）答申第221号）

事件名：特定期間における特定法人等に係る調査経過報告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月19日付け特定記号ー213により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 開示要求した調査資料（以下「本件請求資料」という。）（本件対象文書の1ないし4）は、4つ資料を請求したにもかかわらず、すべてを同一のものとして不開示理由を説明している。処分庁が、個別に不開示理由を説明していない原処分は、無効である。

イ 処分庁は、不開示理由として「・・・特定法人の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれ・・・」を述べているが、請求人は法人税の調査（関東信越国税局資料調査課及び特定税務署による調査、以下「本件調査」という。）において本件調査資料の内容確認を求めたにもかかわらず、一切の説明がない。提示しないことは、逆に原処分は、請求人（特定法人）の権利を害するものである。

ウ 本件対象文書の4については、本件調査において、請求人の顧問税理士Aが国税局資料調査課担当総括主査に特定年月日B確認したところ、「埋め土等の積算数量を算出しているため、調査が遅延している。」と返答している。同様に、顧問税理士Bが、特定税務署法人課税特定部門調査担当者に特定年月日Cに確認したところ同様な返答を得ている。したがって、「当該行政文書の存否を明らかにすることが

できない。」との原処分の不開示理由には、該当しない。

エ 本件対象文書の3については、本件調査において請求人が提出した領収証の集計表であり、「当該行政文書の存否を明らかにすることができない。」との原処分の不開示理由には、該当しない。

## (2) 意見書

今回の開示請求は、①本人が本人に関わる情報の開示を求めているものであり、第三者の権利や利益を損なうおそれがないと認められること、②今回の更正通知書の更正理由を見ると、調査経過や納税者の主張の記録を改ざん又は削除しない限り導き出せない結論となっており、国税当局が適正に検証判断していないのではないかとの疑念を持たざるを得ないものであることから、行政の適正性を担保する法の趣旨に鑑みれば、開示されるのが相当の案件と思料される。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年3月19日付け特定記号-213により、本件対象文書の有無を明らかにした場合、法5条2号イに規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

本件開示請求は、特定法人を特定した上で、特定法人が税務調査を受けたことを前提に本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定法人が税務調査を受けたという事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められるため、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

#### (1) 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

税務調査を受けた法人は、一般的に、不適正な税務処理を行った疑いがあるものと受け止められ、ひいては、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いものと認められ、本件存否情報を明らかにした場合には、取引先が特定法人に警戒

心をもって臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じることが予想されるなど、特定法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

## (2) 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法127条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。

これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税及び徴収の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

したがって、本件存否情報を明らかにした場合には、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

## 3 審査請求人の主張について

### (1) 審査請求人は、審査請求書の審査請求の理由において、以下の4点を主張している。

ア 開示要求した調査資料（本件請求資料）は、4つ資料を請求したにもかかわらず、すべてを同一のものとして不開示理由を説明している。

処分庁が、個別に不開示理由を説明していない原処分は、無効である。

イ 処分庁は、不開示理由として「・・・特定法人の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれ・・・」を述べているが、請求人は法人税の調査（本件調査）において本件調査資料の内容確認を求めたにもかかわらず、一切の説明がない。提示しないことは、逆に原処分は、請求人（特定法人）の権利を害するものである。

ウ 本件対象文書の4については、本件調査において、請求人の顧問税理士Aが国税局資料調査課担当総括主査に特定年月日B確認したところ、「埋め土等の積算数量を算出しているため、調査が遅延している。」と返答している。同様に、顧問税理士Bが、特定税務署法人課税特定部門調査担当者に特定年月日Cに確認したところ同様な返答を

得ている。したがって、「当該行政文書の存否を明らかにすることができない。」との原処分の不開示理由には、該当しない。

エ 本件対象文書の3については、本件調査において請求人が提出した領収証の集計表であり、「当該行政文書の存否を明らかにすることができない。」との原処分の不開示理由には、該当しない。

(2) 上記4点の審査請求人の主張について検討する。

ア 上記(1)アの主張について、本件対象文書は、特定法人が税務調査を受けたことを前提とした、当該調査に係る調査関係資料のうちの4種類の文書であり、いずれの文書についても、その存否を答えることより、上記2のとおり、不開示情報に該当する本件存否情報が明らかになる。

したがって、本件対象文書全てについて、同一である「不開示とした理由」を記載した原処分は妥当である。

イ 上記(1)ウ及びエについては、要するに、本件対象文書の存否情報については、審査請求人が既に知るところなので、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとはならず、法8条による存否応答拒否はできない旨を主張しているものと解されるところ、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではない。

ウ 上記(1)イについては、上記2(1)及び(2)の判断を左右するものではない。

したがって、審査請求人の主張はいずれも採用できない。

#### 4 結語

以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年7月13日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日      | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年8月30日    | 審議            |
| ⑤ | 同年9月6日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

その存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、特定法人A及び特定法人Bを特定した上で、特定法人A及び特定法人Bが税務調査を受けたことを前提に、本件対象文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定法人A及び特定法人Bが税務調査を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

(2) そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

税務調査を受けた法人は、一般的に、不適正な税務処理を行った疑いがあるものと受け止められ、ひいては取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いものと認められるから、本件存否情報を公にすることにより、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。そうすると、本件存否情報は、これを公にすることにより、特定法人A及び特定法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、①本件対象文書の4については、本件調査において、関東信越国税局資料調査課担当総括主査等に確認したところ、「埋め土等の積算数量を算出しているため、調査が遅延している。」と返答を得ている、②本件対象文書の3については、本件調査において審査請求人が提出した領収証の集計表である旨主張し、これは要するに本件対象文書3及び4の存否に関する情報は審査請求人には明らかであるから、本件対象文書の存否について明らかにすることはできないとする原処分の取消しを求めているものと解される。また、審査請求人は、本件開示請求は本人（特定法人）が本人に関わる情報の開示を求めているものであり、第三者の権利や利益を損なうおそれがない旨主張する。

しかしながら、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかなを問わず、開示請求を認めるものであり、現行法制度を前提

とする限り，開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではない。

(2) 審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については，当該情報は同条2号イに該当すると認められるので，同条6号柱書きについて判断するまでもなく，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

## 別紙 本件対象文書

特定期間における特定法人 A 及び特定法人 B に係る調査資料中次に掲げるもの

- 1 調査経過報告書（復命書）
- 2 反面調査先における調査官調書，申述書，聴取書等反面調査先から聞き取りを行った事実を示す書類
- 3 特定年月日 A に特定税務署が借り上げた現場経費に係る領収証の集計一覧表
- 4 特定地区 A， B， C の造成工事に係る埋め戻し費用（黒土，運搬費，整地費用等）算出のための積算資料